

休業等事業所(代替サービス含)が対象 4/20～5/6 まで

新型コロナウイルスへの対応に伴う就労移行支援事業所や継続A・B型事業所における臨時的な在宅でのサービス提供について

1. 在宅利用の対象者

新型コロナウイルスの影響等により、事業所へ通所利用が困難となった者。

2. 在宅でのサービス提供の報告について

①在宅でのサービス提供をおこなう事業所は、福祉政策課へ「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労移行支援事業所や就労継続支援A型・B型事業所における臨時的な在宅でのサービス提供の届出」別紙1にて届出をおこなう。FAX可。

- ・4月20日～4月26日分…4月27日提出
- ・4月27日～5月6日分…5月11日までに提出

②各利用者の相談支援専門員へも在宅でのサービス提供となる旨と対応等を連絡し、おこりうる課題等を共有し、支援を検討する。

3. 在宅でのサービス提供について

- ①利用者の障害特性に応じた生産活動、その他の活動の機会を可能な限り提供すること。
- ②在宅でのサービス利用者の支援にあたり、1日朝・夕2回は連絡を行い、健康状態や在宅での活動に関する助言・相談支援が行われ、日報等(任意様式)が作成されていること。
- ③緊急時の対応ができる体制が確保できていること。
- ④事業所職員による短時間の訪問又は利用者による通所、電話等により評価を一週間につき1回は行うこと。(任意様式)
- ⑤月毎に奄美市分利用者について「新型コロナウイルスへの対応等に伴う臨時的な在宅でのサービスの支援体制に関する報告書」別紙2にて、福祉政策課へ郵送にてご提出ください。

※各市町村の利用者についても、同様式にて各市町村担当課宛にご提出ください。

- ・4月分…5月15日までに提出
- ・5月分…5月22日までに提出

⑥通常の利用者負担が発生することについて利用者に説明し、サービスの内容について同意を得ること。(記録要)

4. 障害福祉サービス費の請求について

請求方法については、従来どおり国民健康保険団体連合会への請求となります。

5. その他

- ①本取扱いについては、令和2年4月20日～令和2年5月6日までとします。
- ②本取扱いの対象者は、奄美市で支給決定を受けている利用者に限ります。
- ③今回提示する内容については、従来の在宅利用の要件および手続き等を変更するものではなく、あくまで新型コロナウイルスへの対応のための臨時的な取扱いですのでご注意ください。